

令和7年9月定例会 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会の概要

日時 令和7年10月10日（金） 開会 午前10時 2分
閉会 午前11時53分

場所 第1委員会室

出席委員 松澤正委員長

小川直志副委員長

金子裕太委員、関根信明委員、木下博信委員、小川真一郎委員、齊藤邦明委員、
小森克己委員、木村勇夫委員、戸野部直乃委員、平松大佑委員、諸井真英委員

欠席委員 鈴木正人委員

説明者 [県民生活部]

横内ゆり県民生活部長、大熊聡県民スポーツ文化局長、
川崎賢一郎文化振興課長

[福祉部]

関根健障害者福祉推進課長

[教育局]

佐藤直樹教育総務部参事兼生涯学習推進課長、
飯田徹教育総務部参事兼文化財・博物館課長、
森孝博高校教育指導課長、我妻卓哉特別支援教育課長、
山川喜葉義務教育指導課長

会議に付した事件

文化の振興について

金子委員

- 1 資料1ページの埼玉県文化振興基金の活用による活動費の助成のうち、無形民俗文化財の用具購入や修繕等への助成について、補助を出した主なものの内容をもう少し具体的に教えていただきたい。
- 2 助成金の金額は200,000円ほどであると記憶している一方、物価高騰により文化財の修繕費等が上昇していると思うが、助成金の金額の水準の見直しの必要性について、声が上がっていないのかどうか伺う。
- 3 文化振興の活動費の助成は、基本的に伝統文化に関するものが多く、ポップカルチャーと呼ばれるものへの補助について、国の事業においても見当たらない。例えば、バンド、ストリートパフォーマンス、アニメ制作、デジタルアートといったポップカルチャーも助成の対象とすることを、今後検討されるお考えがあるかどうか伺う。
- 4 資料2ページの伝統文化魅力発信アプリについて、11月のプレオープンに向けて開発しているということだが、アプリ普及に向けて、例えばダウンロード数や、コンテンツの掲載数といった目標値というものが実際にあるのかどうか伺う。
- 5 この伝統文化魅力発信アプリについて、例えばちょこたび埼玉といった既存の観光系プラットフォームがある中で、伝統文化のみを切り取ってアプリ化することにより、そういった既存のものとの違いがどこにあるのか伺う。

文化振興課長

- 1 文化振興基金の助成事業についてであるが、無形民俗文化財の用具購入や修繕等への助成の主なものについては、神楽面の修繕や買換え、太鼓の叩く面が破れてきているといった場合に、革を張り替える修繕などに使っている。
- 2 補助金額の関係であるが、現在申請中の団体から、金額の水準の見直しの必要性についての意見は出ていない。ただし、今後物価高騰などを考慮して、金額を見直していくことについて、将来的に検討していく必要はあると考えている。
- 3 埼玉県文化振興基金を原資とした助成であるが、基本的にメディア芸術といった分野も対象としている。ただし、実際には、助成の実績が少ない状況であり、現在も、例えばシニアバンドの演奏会や、障害者と健常者の合同バンドによる演奏会などには助成実績があるが、その数は非常に少なくなっている。比較的新しい分野である一方、周知不足も認識しており、今後は大学や美術系の専門学校、市町村などとも連携して、支援制度の利用を促進していきたいと考えている。
- 4 伝統文化魅力発信アプリの目標値について、今年度からアプリ開発、運用開始をする予定となっているが、3年目の令和9年度にページビューの目標値を立てており、243,000ページビューを目標としている。
- 5 ちょこたび埼玉などとの違いについてであるが、ちょこたび埼玉は観光案内、イベント情報が中心と考えている。伝統文化魅力発信アプリも、伝統芸能団体が行うイベント情報は掲載を予定しているが、それだけでなく、伝統芸能団体の特集記事、紹介動画などを掲載することにより、伝統芸能団体に特化して、団体が持つ魅力を伝えられるような内容にしていき、そのような点で差別化を図っていきたいと考えている。

金子委員

- 1 ポップカルチャーへの助成実績はあるということだが、助成金のウェブページを見ても、基本的にポップカルチャーも該当するとは思えない表記となっている。助成が可能であることを知って驚いているが、周知の部分で、現在のページに記載されている伝統文化の例だけでなく、メディア芸術においても、シニアバンドの演奏などにも助成が可能である旨、分かりやすく表記、周知していただきたいと思うが、考えを伺いたい。
- 2 伝統文化魅力発信アプリについて、伝統芸能団体に特化して魅力を伝えていく内容にするということだが、取材やレポートがかなり大変だと思っており、専属のライターを付けるような体制で作り込んでいくのか。それから、市民が投稿をするなどの相互連携を可能とするのか、仕組みを教えていただきたい。

文化振興課長

- 1 ポップカルチャーへの助成金の関係であるが、ホームページの内容等も変更し、分かりやすい周知に努めていきたいと考えている。
- 2 伝統文化魅力発信アプリの関係であるが、基本的には専属の取材を行うような体制はないが、伝統芸能団体が自ら情報を掲載するところを一番の考え方としているため、団体が魅力的な情報発信をできるようにサポートしていきたいと考えている。また、県内の高等学校とも協力し、例えば、獅子舞の演舞が行われている場に高校生を派遣し、その模様を映像に収めるといった取組も予定しており、撮影した動画を掲載するなど魅力発信に努めていきたいと考えている。

関根委員

- 1 資料1ページの文化振興基金の活用による活動費の助成(1)について、合唱サークルの定期演奏会等に22件、330万円の助成を行っているということであるが、補助を出すという決定はどのようにして行われているのか。22件という件数は少ないように感じるが、助成ができなかった団体があるのか。また、この事業の課題がある場合は、どういうことが課題なのか、お聞かせ願う。
- 2 資料1ページの障害者芸術文化活動の振興のうちの(2)障害者アートオンライン美術館の運営について、アート作品118点、作家を紹介する動画等の掲載を始めた理由、この事業の効果、選ばれたアート作品118点を販売していくようなことは考えているのか、お聞かせ願う。
- 3 資料3ページの埼玉県美術展覧会について、今回第73回を迎えているということであるが、開催を重ねる中で、課題はあったのか、また、それに向けての対策を行ったのか、お聞かせ願う。
- 4 資料4ページで、県指定文化財が今回6件指定されたと説明されたが、指定をどのように進めて、最終的に選考されるのか。先ほど、審議会を経ているという話があったがもう少し詳しくお示しいただきたい。

文化振興課長

- 1 文化振興基金助成の決定の過程について、助成団体の選定には、実現性、事業内容、経費の適正さ、事業効果といった四つの観点を中心に、文化団体、マスコミ、経済界などから選出された助成審査委員会で審査を行い、事業の採択を決定している。また、応募から漏れたもの、助成できなかったものは何件かというところであるが、この選定から漏れたものは3件であった。それから、同事業の課題についてであるが、新型コロナ

ウイルス感染症のまん延により申請件数が大きく減少し、予算額まで助成金の交付ができないという時期が、ここ何年か続いてきたところである。そのようなこともあり、市町村を通じて文化施設にチラシを配布するなど、周知に力を入れたところ、令和7年度については予算額を上回る件数の申請を受けている。今後も、周知に努めていきたいと考えている。

障害者福祉推進課長

2 障害者アートオンライン美術館は、障害者アートの魅力を発信するため、これまでも行っていたリアルでの展覧会、企画展に加えて、改めて令和3年4月に県ホームページに開設したものである。精緻に描かれた写真のような絵画、独自の視点で書かれた非常にインパクトのある作品など、個性あふれる魅力的な作品をオンライン上で楽しむことができるような作りになっている。また、美術系の大学生の協力により、各作品の解説を付けており、作品の背景や、作者のパーソナリティも踏まえて、作品を鑑賞することができる。これにより、今まで興味がなかった人や初めて見る人にも、入りやすいような作りとなっている。さらに、作家が実際に創作活動をしている動画や、美術の専門家による寄稿文も掲載しており、作品の創作過程の面白さや障害者アートの奥深さも知ることができるようになってきている。また、オンライン美術館には、展覧会の情報なども掲載しており、このオンライン美術館の鑑賞をきっかけに、実際の展示会に足を運んでもらい、障害者アートの鑑賞機会にもつなげることで、障害者に対する県民の理解を促進できるものと考えている。また、企業や団体が、アートオンライン美術館に掲載している作品の中から、好きな作品や作家を選んで、リースやデザイン使用するようなケースもあり、利活用に結び付くという効果もある。そこで、作品の購入が可能かというところにつながるが、作品によっては販売可能なものもある。また、掲載作品そのものを販売できない場合であっても、気に入った作風があれば、作家を紹介することも可能であるため、そのような場合には、積極的に相談に対応しているところである。今後も引き続き、障害者アートオンライン美術館をきっかけとして、企業や県民が障害者アートに触れる機会を増やしていきたいと考えている。

教育総務部参事兼生涯学習推進課長

3 埼玉県美術展覧会における課題であるが、出品者の多くが高齢者で、若手の参加が少ないということが挙げられる。そのため、これからの県展を担う若手の美術活動を応援するために、令和5年度開催の第71回県展からは、高校生奨励賞を創設し、高校生等による優秀な作品を表彰している。また、昨年度開催の第72回県展からは、「書」部門において、高校生等に限り、応募条件を緩和して、臨書及び模刻の出品も可能とした。臨書や模刻とは、手本を見てそれをまねるというものである。これまでは、オリジナリティを重視し、未発表の創作品に限っていたが、高校生は手本を見てまねる臨書などに親しんでいるということもあり、日頃の活動の延長線上で県展に参加できるように応募条件を緩和したものである。その結果、全体の高校生の出品数が、今年度の第73回展においては227人と、昨年度の第72回展の157人から70人増加した。

教育総務部参事兼文化財・博物館課長

4 県指定文化財について、どういうものを指定していくかという考え方であるが、本県の歴史、文化をふかんし、県内の同種の文化財における位置付けなどを広域的、学術的に明らかにした上で、典型的なもの、代表的なもの、顕著な特色や価値のあるものを指

定している。検討に当たっては、専門家である文化財保護審議会の委員が、指定方針の検討、現地調査、それに基づく判断を行っている。指定の手續の流れであるが、文化財保護審議会の方で、専門分野ごとに、2、3年をかけて、現地調査や協議を行い、指定候補の絞り込みを行う。その結果を踏まえて、指定候補にふさわしいと認められたものについて、県教育委員会の方から、文化財保護審議会に諮問し、それに基づき審議会が指定の可否について協議、判断をする。その結果が、県教育委員会の方に答申という形で返ってくる。それを受けて、県教育委員会の方で所有者、保護団体等の同意を得た上で、指定を行う。

関根委員

- 1 文化振興基金助成について、3件が不採択だったという話であるが、どういう理由で不採択となったか、お示しいただきたい。また、22件という数字はとても少なく、更なる周知の徹底、周知の方法の強化が必要だと思うが、その辺はいかがか。
- 2 障害者アートオンライン美術館については、説明を聞くと、しっかり取り組んでいると感じるが、この118点の作品のセレクトはどのように行っているのか。また、障害者が自分の作品を販売することでお金に換えて、生活ができることが大切だと思うが、その辺の取組をこれから強化していく考え方があるのかどうかお聞きしたい。
- 3 県展については、とにかく若者たちの参加を促し、次の世代が文化芸術活動を担えるような試みをしていると思うが、書道以外においても、いろいろな芸術分野の若返りを図る、ターゲットを若者に向けていくというような取組は考えているのか、確認させていただきたい。

文化振興課長

- 1 不採択の理由であるが、今年度については、予算額を上回る件数の申請があったということで、審査委員会において先ほど申し上げた四つの観点からの審査を行った。その結果、委員がそれぞれの事業について点数を付け、上位のものから採択した結果、3件ほど漏れたというような状況である。それから、周知の徹底についてであるが、ホームページの内容を分かりやすくするなどの周知に努めるほか、団体の活動場所は市町村の文化施設が多いという状況であるため、市町村を通じたチラシの配布などを実施して周知に努めていきたいと考えている。

障害者福祉推進課長

- 2 作品のセレクトの方法としては、毎年12月に行っている障害者アート企画展で実際に展示された作品を、障害者アートオンライン美術館の方にも、全てではないが掲載している。障害者アート企画展は、倍率が5倍から6倍と、かなり絞り込まれることである程度クオリティが高い作品を展示している。その中から魅力発信のため、ある程度実力が担保された作品を、オンラインでも掲示している。セレクトに当たっては、作品へのコメントを付けていただく美術系の学生などの協力も得て、掲載をしている。障害者アートの利活用についても重要視しており、オンライン美術館のページだけでなく、利活用に特化したホームページも持っており、このページでは実際に利活用に積極的な作品を掲載している。利活用を目的としているページであるため、作品を利活用する側の立場からもイメージが付きやすいような形になっている。このような取組などを通して、障害者の作品の利活用についても進めていきたいと考えている。

教育総務部参事兼生涯学習推進課長

- 3 高校生奨励賞を創設した翌年に、「書」部門への参加者数が少ないということがあったため、てこ入れしたところである。全ての分野について、若者を入れたいと思うので、しっかりと広報等をして参加者を集めたい。

平松委員

- 1 資料の1ページの障害者芸術文化活動の振興について、先ほど話があったとおり、障害者の芸術家が商業的にも活躍していくということは非常に重要であると思っている。その中で、利活用を進めていくという話があったが、障害者の芸術家が商業的に活躍するためのマネジメント人材や、健常者の芸術家とは違った観点での支援が必要であると思うが、その辺についての考えをお聞きしたい。
- 2 資料の4ページの文化財の指定と保存・活用(2)について、保存事業への経費補助等も実施していると思うが、このような事業は大変重要である一方で、現在の補助のレベルでは、なかなか維持していくことが厳しいという話も聞こえてくる。実際に文化財の所有者からどんな声が上がっているのかお聞かせいただきたい。
- 3 県の文化芸術振興計画について、令和3年から7年まで、本年度が最終年度ということで取組をしていると思う。その中で、文化芸術に関する高い専門性を持つ人材を配置し、専門的知見を生かして、県民の文化芸術活動の様々な支援を行う組織、埼玉版アーツカウンシルの設置を検討しているという記載がある。5年をかけて検討してきているわけであるが、現時点ではまだ実施に至っていない。その課題についてお聞かせいただきたい。

障害者福祉推進課長

- 1 障害者アートの利活用は、経済的対価に結び付くことにより、障害者にとって非常に励みになり、社会の中で活躍しているという実感や自信につながるということも、事業を始めてから実感しているところである。一方で、作品の創作の場となっている障害者福祉施設などの現場では、職員が利用者への通常の支援業務等で多忙であり、魅力的な作品が作られても、なかなかその利活用についてのPRをする余裕がないという現状がある。そこで、令和3年度から、企業や団体等の会議に実際に出向き、利活用に向けてのチラシを配布し、障害者アートの魅力、利活用の方法について直接説明をしたり、埼玉県経営者協会の協力を得て、会員向けのメールマガジンで、県のアート利活用のホームページのURLを、利活用を勧めるメッセージとともに配信したりするなど、周知に力を入れてきた。また、令和6年度からは、県が企業や団体からの問合せ窓口となり、県ホームページに障害者アートの利活用に関する案内、アーティストの所属する施設の紹介、リースやデザイン利用の可能な作品の一覧を掲載し始めた。企業による利活用の具体的な事例を示すことで、企業が県に相談しやすいような工夫もしている。実際に興味を持った企業が出てきた場合は、最初の段階は県が必ず立ち会い、直接企業、施設、作家を引き合わせ、話が少しでもスムーズに進むよう丁寧に橋渡しをしている。障害者アートの経済的な価値が認められて利活用が進むよう、障害者アートオンライン美術館や利活用のページに掲載する作品の充実を図り、業界団体に出向くなど、有償での利活用について今後も積極的にPRしていきたいと考えている。

教育総務部参事兼文化財・博物館課長

- 2 文化財の保存と活用に関して、所有者の方が修繕等を行う場合に、大きな経済的負担

が生じるということは認識している。そういった場合に、県としては、事業費の2分の1以内ということで補助をしている。これが十分であるかどうかという部分であるが、補助が足りないといった声は届いていない。ただし、どのように修繕していけばよいかという心配等はあると思うので、修繕が効果的、経済的なものとなるよう、工法、工期や修繕方法などについて、結果的に1年ごとの負担が縮減されるといったことも含めて、専門的な立場から助言を行っている。

文化振興課長

- 3 アーツカウンシルについては、これまで内部で検討を進めてきたところであるが、本県に合うアーツカウンシルの専門人材の確保や、費用対効果などといった課題があると考えている。

平松委員

- 1 1点目の障害者の作品の関係であるが、現在いろいろな努力をしている様子は分かった。施設からすれば、本来業務で忙しい中で、フォローができないということも理解はした。ただ、更なる工夫をしないと、なかなか難しいのではないかという印象を持っている。職員が直接立ち会い、橋渡しをする部分は評価をしながらも、それも限界があると思う。例えば、就労B型受注拡大ステーションの取組で、施設の支援にも更に力を入れていると思う。その中で、施設の事業ではないが、ステーションの機能を使った支援をすることも不可能ではないと考える。これは一例であり、もう少し工夫が必要だと思うが、その辺の認識を教えていただきたい。
- 2 先ほどの埼玉版アーツカウンシルの設置の検討の中で、専門人材の確保や費用対効果が課題だとお聞きした。当然、税金を使う以上は、最小の経費で最大の効果を上げていかなければいけないということは理解しており、先般の事業レビューなどにおいても議論されたところであるが、一方で、文化芸術事業の効果は、例えば、先ほどデジタルアプリの話があったが、243,000ページビューというように定量的に見えるものではないと思う。そのため、ほかの事業と同じように定量的な費用対効果を考えると、いつまでも事業目的を達成できないと思う。県民の文化芸術活動に様々な支援を行う上で、数値化による費用対効果以外の物差しで、しっかりと事業効果をアピールしていく検討が大切であると思うが、その辺の考えはいかがか。

障害者福祉推進課長

- 1 更なる工夫について、実際に実行委員会形式を作り、埼玉県障害者芸術の推進について、施設代表者、大学関係者、芸術関係者などと議論しているところである。そのような場も活用しながら、利活用について更に何ができるかということを検討していきたいと思う。また、従前の施設職員への研修についても、今まで埋もれていた作品を掘り起こそうという視点が多かったが、それだけではなく、利活用という視点で何ができるかという内容を含めて実施していきたいと思う。

文化振興課長

- 2 アーツカウンシルを先行的に設置している団体等を構成メンバーとするアーツカウンシルネットワーク、関東甲信越静岡ブロックの文化・文化財行政主管課長協議会といった場で、本県に設置をした場合のメリット、デメリット、具体的な効果の測り方について、更に掘り下げて検討していく。

戸野部委員

- 1 資料1ページの障害者芸術文化活動の振興について伺う。障害者アート作品展の開催や、そういったものを紹介する場の提供を積極的に行っていると感じた。先日、地元で開催されている障害者向けのアート教室に伺ったが、個性豊かで才能あふれる作品は本当に目を見張るものが多く、感動したところである。また一方で、障害者と健常者に分けて考えることに多少違和感を覚えるが、障害者の方々が多くの人に認められるということが、生きがい、やりがいにつながっているという話も聞いたので、そこまで難しく考えることはないのかとも少し思ったところである。一つのアートとして、もっと多くの人に見ていただく機会が増えることを期待するが、アート教室の先生などに聞いたところ、個展を開くためにギャラリーを利用するにも経費がかかり、継続して活動をしていくことが本当に困難であるという話であった。少し調べたところ、他県では、障害者のアーティスト個人が、県内外と幅広く、活発に芸術活動ができるように支援する補助金制度があることが分かった。そのような補助金などの必要性について、どのように考えているか伺う。
- 2 資料2ページ目の、彩の国さいたま芸術劇場などにおける創造・発信について伺う。芸術劇場は、埼玉県文化芸術の発展と普及に大きく貢献している施設であると考えており、ニュースなどにも取り上げられるような多くの公演や活動を通して、地域住民と芸術との橋渡しなどを行っていると思っている。特に、ワークショップの開催は、この芸術劇場の特色の一つだと思うが、県内の小中学校向けにも開催されているということで、開催の目的とこどもたちの手応えをどのように捉えているか伺いたい。

障害者福祉推進課長

- 1 障害者のアーティストが、芸術活動を活発に行えるよう支援することは重要であると考えている。そのための県の役割としては、個々のアーティストへの財政的支援というよりは、作品を誰かに見てもらいたいと願っているなるべく多くの人々の作品を展示し、県民に見てもらえる機会を作っていくことだと考えている。障害者アート企画展では、障害者アートに取り組む社会福祉法人等の民間団体が協力して運営をしており、この運営に対する助成を行っている。この効果の一つとして、民間団体同士の連携や情報交換が可能となり、作品展の主催の経験が少ない施設が、作品展の運営方法を学び、独自に作品展を開催するなど、障害者アートの裾野拡大につながっているものと考えている。障害者アーティストの個展の開催について、財政的な支援は難しいが、例えば、県の障害者アートオンライン美術館のページで告知や周知をするなど、可能な限りの支援は行っていきたいと考えている。

文化振興課長

- 2 ワークショップ開催の目的と手応えについてお答えする。小中学校にプロの演奏家を派遣する事業については、生演奏の鑑賞機会を提供することで、普通のコンサートとは違った、身近な距離で音楽を聴き、体験する楽しみを届けることを目的に行っている。また、中学校にプロとして活躍するダンサーや振付家を派遣する事業については、体を使って表現をすることの楽しさ、多様性、体によるコミュニケーションの可能性を届けることを目的として実施している。令和6年度までの累計で、延べ177校で約26,000人の児童、生徒が参加している事業である。参加した児童、生徒からは、「自分で想像しながら演奏を聞いて、いろいろな考えを持てた」、「皆それぞれ違う感じ方をして

いて良いと思った」、体の使い方、ダンスでのアイデアなど、分かることがたくさんあって良かった」というような感想を聞いており、舞台芸術に対する理解を深める機会となったと捉えている。

戸野部委員

現在、個々に対する助成は難しい一方、民間団体同士の横のつながりで、独自の展示会の開催のノウハウなどが広がっているという話であったが、先ほどから少し懸念に感じていた障害者と健常者の分け隔てというところについて、障害を持つ人が県の展示会に限らず、自由な創作活動をし、枠にとらわれないような展示などが増えることによって、アートとしての本来の価値を、いろいろな方々に見いだしてもらうような投資にもなると考えている。是非、経済的な面での個々への支援も考えていただきたいと思いつつ、この障害者であることによる先入観、固定観念を拭いていけるような取組を考えているか伺う。

障害者福祉推進課長

障害者アートについて、障害者ということ为先入観を持つ人が多いことは事実であると思う。そのようなこともあり、今年で3年目の開催であるが、令和5年度から県展において、教育局の協力を得ながら、同時開催で近代美術館3階に障害者アートを展示している。今年3年目を実施しており、アンケートを取ってみると、この場所で実施していることを知らなかった、障害者アートを初めて見たという人が5割ほどいた。美術に興味を持っている人、ある程度目が肥えている人など、県展の来場者からも、非常に独創的で目を引くアートの数々に圧倒された、クオリティが高い、作家の伝えたいことが伝わってきたなど、いろいろな有り難い意見を頂いた。やはり、このような生で見させていただく機会を作ることがとても大事であると思うので、今後いろいろなイベントなどに出向いて機会を作るといったことをしながら、まずは、障害者アートについて知ってもらうような取組を実施していきたいと考えている。

小森委員

- 1 埼玉県文化芸術振興基本条例の第7条で、県は、地域に根ざした独創的で優れた文化技術が地域の発展に大きな役割を果たすことから、文化芸術による地域づくりに努めるものとするとうたわれている。令和3年度から7年度の埼玉県文化芸術振興計画の期間にどのような進展があったのか。それから、次期計画では、どのような内容を盛り込む考えか、数値も交えながら、進捗や達成状況等を教えていただきたい。
- 2 同様に、同条例第9条でうたわれている、県は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習その他の教育の充実について、現行の文化芸術振興計画の令和3年度から7年度の期間にどのような進展があったのか。次期計画では、同じく、どのような内容を盛り込む考えか、数値を交えながら、進捗や達成状況を教えていただきたい。
- 3 現行の文化芸術振興計画で、令和7年度の目標として、文化芸術活動を鑑賞している県民の割合を70%、文化芸術活動を行っている県民の割合を40%としている。直近の達成状況を教えていただきたい。

文化振興課長

- 1 文化芸術による地域づくりについてである。彩の国さいたま芸術劇場においては、芸術性の高い舞台芸術作品など、本県の特徴的な文化芸術を創造、発信することなどによ

り、埼玉らしい文化芸術による地域づくりを進めている。令和3年度から6年度までの間に、芸術劇場では、144事業、461公演を実施し、多くの県民に舞台芸術作品を鑑賞していただいた。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和3年度には、約198,000人であった芸術劇場の利用者数が、精力的に事業を実施した結果、令和6年度には約352,000人まで増やすことができた。また、本県には、地域固有の伝統芸能が数多く残されているとともに、華道や茶道などの日本の伝統的な生活文化が継承されていることから、伝統文化の支援につなげることを目的に、令和4年度から和文文化フェスタを県内各地の商業施設で開催した。令和4年度は、越谷にあるイオンレイクタウン、5年度は、ららぽーと富士見、6年度は、ピオニウォーク東松山で開催をし、合計で40,000人以上の来場者を迎えることができた。令和6年度の来場者アンケートでは、9割以上の方が伝統文化に興味を持ったと回答している。地域に受け継がれてきた伝統文化の歴史、魅力、大切さを多くの人に理解していただき、地域づくりに貢献できたと考えている。それから、次期計画の内容に関する質問であるが、次期計画については現在、策定の作業中であるので、どのような内容になるかというところまでの答弁は控えさせていただきたいが、先ほど委員から話のあったとおり、文化芸術による地域づくり、学校教育における文化芸術活動の充実については、基本条例の方に定められた内容であるので、次期計画にも盛り込んでしっかりと取り組んでいきたいと考えている。

- 3 二つの指標の直近の達成状況についてである。令和6年度の県政世論調査においては、最近1年間に文化芸術活動を行った県民の割合が31.9%、最近1年間に文化芸術活動を鑑賞した県民の割合は69.7%であった。文化芸術活動を鑑賞した県民の割合は、目標が70%であるので、目標に大変近い数字となっているが、文化芸術活動を行っている県民の割合については、新型コロナウイルス感染症がまん延した時期に、非常に低い数値まで一時期落ち込んでいた。令和5年度5月に、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したタイミングから、県民の文化芸術活動は再び活性化しつつあるが、まだ回復をしきっていないという状況にあると考えている。今後は、文化振興基金による助成、彩の国さいたま芸術劇場での公演や文化イベントなどによって、より多くの人に文化芸術に触れる機会を持っていただけるようにしっかりと取り組んでいきたいと思っている。

義務教育指導課長

- 2 学校教育における文化芸術活動の充実のうち、まず、小中学校の取組状況についてお答えする。小中学校では、例えば、美術や音楽の授業などで、芸術家が学校を訪問して子どもと作品を制作する取組、プロの音楽家を学校に招いての演奏会、劇団の観劇などを実施している。また、社会科や総合的な学習の時間、特別活動等において、児童、生徒が地域の民俗芸能や音楽に親しみ、愛着を持って主体的に関わっていこうとする態度を養うための取組をしている。音楽、演劇、古典芸能などの芸術鑑賞会については、令和3年度は小学校約300校、中学校約50校で実施されており、隔年で実施している調査の結果のため最新値が令和5年となるが、5年度の状況としては、小学校で約460校、中学校では約80校で実施となっている。芸術鑑賞会は、より多くの学校で実施をされてきているということになる。今後も、更に小中学校における文化芸術活動を充実させていきたいと考えている。

高校教育指導課長

2 高校においては、例えば、国の事業を活用し、授業において、プロの劇団員を学校に迎えてワークショップを行ったり、アーティストの生演奏などに触れる機会を設けたりしている学校もある。また、各学校で実施する芸術鑑賞会については、コロナ禍の影響があった令和2年度は28校の実施にとどまっていたが、令和3年度から令和6年度までは、平均で毎年約100校にて実施される状況に戻っており、全校生徒が文化芸術に触れる機会が持てるよう取り組んでいる。令和6年度については、資料3ページに掲載のあるとおり、演劇41校、音楽31校、古典芸能27校のほか、主にダンス等のその他のジャンル6校と、合計延べ105校において、芸術鑑賞会を実施した。今後も更に文化芸術活動の充実に向けて取り組んでいく。

木村委員

資料4ページの文化財の指定について、先ほど審議会による指定の過程で典型的、代表的なものを指定するという話があった。令和6年度に指定されたニホンオオカミについては、秩父地域を中心に、伝統的に根付いており、信仰にも結び付いていたりするような、埼玉県にとって非常に価値の高いものであると認識している。そのため、今回のニホンオオカミの指定も評価をするものであるが、審議会における経緯、県の見解、指定の理由、意義について、お聞かせいただきたい。

教育総務部参事兼文化財・博物館課長

今回の秩父山地のニホンオオカミの標本については、秩父市にある三峯神社所蔵の毛皮2点、長瀬町、ときがわ町の個人が所有している頭の骨各1点、合わせて4点を、動物の標本としての生物学的な価値を評価して、県指定文化財に天然記念物というカテゴリーで指定したものである。ニホンオオカミについては、明治時代の終わり頃に絶滅し、博物館や大学などで保存されている剥製や骨格標本はあるが、世界的にその数は少ない。特に、動物の形や分類を研究する上で重要な全身骨格の標本は世界で2点しかなく、そういった中で、秩父地域の周辺には、江戸時代から明治時代にかけて秩父山地で採られたと伝わる、毛皮や頭の骨などが複数残されており、大切に保存されている。これらは絶滅した動物の姿を知り、今後の研究を進める上で価値が高いものだと判断しており、また、秩父山地は紀伊山地などと並んで、最後までニホンオオカミが生息した地域の一つだということも知られているため、埼玉県としても貴重な資料であると審議会の方で評価された。今回の指定は、個人の所有のものも含んでおり、このような貴重な文化財が散逸しないように、守っていかうと考えている。こういったものを、保存するだけでなく、実際に見てもらおうような機会も作り、県民に広めていきたいと考えている。

諸井委員

1 資料2ページの2に記載されている伝統文化魅力発信アプリについて、新規事業として制作に半年ほどをかけ、今年度の11月にプレオープンということであるが、デジタルの取組としてやっていくとなると、やはりどれくらいアプリが見られているのか、アプリから客がどれくらい来るのかといった、定量的な効果を測る意味がある。逆に、測らないのであれば、デジタルの取組としてやる必要がないと思っている。そういった意味で、3年間で約240,000ページビューという目標であるが、とても少ないのではないか。アプリ制作に約1,600万円の費用をかけて、3年間で約240,000ページビューという目標数値についてはどう考えているのか。目標を再設定する必要が

あると思うがいかがか。

- 2 令和8年2月に伝統文化体験イベントを開催予定ということであるが、どのような内容のイベントなのか、伝統文化魅力発信アプリを見てこのイベントに来るといことなのか、どの程度の集客を予定しているのか、伺いたい。

文化振興課長

- 1 伝統文化魅力発信アプリの目標設定をする際に、現在、文化振興課で持っているホームページのページビュー数を基に、3年後までに伸ばしていきたい数値を設定した。少ないという意見を頂戴したが、この目標は最低限の指標であり、必ず達成できるように、さらには、目標を上回るような意気込みで取り組んでいきたいと思っている。
- 2 令和8年2月に行うイベントは、伝統文化魅力発信アプリを見た人にはもちろん参加をしていただきたいと思っているが、このアプリをPRするためのイベントでもある。そのような観点から、商業施設でイベントを開催することで、このアプリを使っただく人を増やしていきたいと考えている。なお、このイベントの集客について、まだ具体的な予定はないが、県南部の商業施設で開催することから、多くの人に参加をしていただきたいと考えており、それによってアプリの閲覧数等も伸ばしていきたい。

諸井委員

目標ページビュー数はどのくらいが妥当なのかは一概に言えないが、単年度の予算として1,600万円、単純に3を掛けて、3年間で約5,000万円の費用をかけて、約240,000ページビューしかないとする、民間でプロモーションを依頼する場合でも通常あり得ない目標設定かと思う。そのような感覚からすると、この目標は恐らく県民には理解されない、コストとしては無駄だと判断されかねないので、やはり最低限の目標を設けて、それを達成できるように努力していただき、達成できないのであれば予算を減らすなど別の考え方に変えていく必要があると思う。ホームページなどで、ページビューの目標や四半期ごとの実績を可視化し、これくらいコストをかけてこれくらい反応が出ているといったことを明らかにした方が良いと思うが、その辺はいかがか。

文化振興課長

目標がやはり低いということについて、まず、今年度については、1,000万円を超える予算をかけて開発したが、来年度以降については開発がなくなるので、金額としては抑え込んで、最低限の費用で実施していきたいと考えている。それから、ホームページ等での可視化についても、どのような方法が取れるのか検討し、コストに見合った成果が出るように取り組んでいきたいと思っている。

木下委員

総合的な話のため、是非とも県民生活部長にお答えいただきたい。埼玉県は決して財政的に豊かなわけではない。今を生きていくために必要な施策は多い状況で、芸術や文化というものは、ないからといって即時に命に関わるわけではないと、どうしても予算の削減、縮小の対象になりやすい分野だと感じている。一方で、文化と芸術がなくなると、地域の付加価値がなくなるというだけでなく、もはや生存だけの殺伐した社会になりかねない。そのため、予算は削られやすいが、とても重要な分野だと感じている。そこで、予算が多ければいいというわけではないが、財政的にいろいろな圧が来る中で、それに対してどのような姿勢で事業執行、来年度の予算編成に臨み、文化芸術を振興していこうと思っている。

るのか、全体を統括している県民生活部長にその思いを聞かせていただきたい。

県民生活部長

今後、超少子高齢社会を迎えるに当たり、文化芸術の果たす役割というのは非常に大きいと思っている。特に、高齢者や障害者が生きがいを持って生き生きと暮らしていく、また、埼玉県の魅力を高める、という部分には文化芸術が非常に大切だが、やはり目先の効果や事業実施による成果を短期的に証明することは非常に難しいと思っているため、そういった部分を研究しながら、文化芸術の持つ可能性と、文化芸術がこどもたち、障害者、高齢者などのウェルビーイング、よりよい人生、よりよい生活といったものの質を高めるのに欠かせないということをしつかりと訴えていきたいと思っている。